

# 飼料添加物製造業者届出事項変更届

年 月 日

農林水産大臣

殿

住 所

氏 名

さきに 年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第4項の規定により届け出ます。

## 記

### 1 変更した事項

#### (1) 代表者

新)

旧)

#### (2) 社名及び主たる事務所の所在地

新)

旧)

#### (3) 飼料添加物を製造する事業場の名称又は所在地

追加)

削除)

#### (4) 飼料添加物を販売する事業場の所在地

新)

旧)

#### (5) 飼料添加物を保管する施設の追加（又は削除）

追加)

削除)

(6) 製造に係る飼料添加物の種類の追加 (又は廃止)

飼料添加物の種類	原料又は材料の種類

(7) 輸出用 (試験研究用) 品目の追加 (又は廃止)

飼料添加物の種類	飼料添加物の名称

(8) 製造する飼料添加物の原料または材料の追加 (又は削除)

飼料添加物の種類	原料又は材料の種類	
		賦形物質等

(9) 製造設備の追加 (又は削除)

番号	主要施設	数量	規模・能力等

2 変更した年月日

- (1) 年 月 日
- (2) 年 月 日
- (3) 年 月 日
- (4) 年 月 日
- (5) 年 月 日
- (6) 年 月 日
- (7) 年 月 日
- (8) 年 月 日
- (9) 年 月 日

連絡先 :
TEL :
FAX :
e-mail :